

第35回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和6年4月10日（水）

2 開催場所 八郷保健センター 2階 研修室

3 出席委員

1番 前 島 慎 也	2番 飯 村 伸 一	3番 三 輪 正
4番 高 橋 浩	5番 萩 原 重 信	6番 池 田 徹
7番 磯 部 進	8番 田 上 光 男	9番 高 野 済
10番 山 口 和 明	11番 栗 原 茂	12番 花 和 清 治
13番 高 橋 憲 治	14番 小 松 與 平	

4 欠席委員

5 事務局 理事兼事務局長 塩 畑 浩 行 課長補佐 大和田 誠
係 長 鈴 木 直 行

6 審議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第3号 非農地証明願の意見の決定について

議案第4号 農地改良協議について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第4号 制限除外の農地の移動届の報告について

報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7 会議の顚末

開 会 午後2時30分

議長）只今より、第 35 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、6 番池田徹委員、7 番磯部進委員の 2 名にお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番については、田上委員に関する案件ですので、審議に入る前に、田上委員は退室願います。

《田上委員退室》

1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。

譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 7 7 7 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。田上委員の入室を認めます。

《田上委員入室》

議長）続いて、2 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問

のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約99アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、５番については、許可することに決定いたします。続いて、６番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号６番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者２名で約５８７アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、６番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、６番については、許可することに決定いたします。続いて、７番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号７番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者１名で約２６アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、梨を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、７番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。７番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、７番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、７番については、許可することに決定いたします。続いて、８番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約343アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約71アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、１０番については、許可することに決定いたします。続いて、１１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号１１番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者３名で約６０アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１１番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。１１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、１１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、１１番については、許可することに決定いたします。続いて、１２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号１２番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者１名で約２０３アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１２番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。１２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、１２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、１２番については、許可することに決定いたします。続いて、１３番について、

担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 磯部委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。続いて、14番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。続いて、15番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、許可することに決定いたします。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、15番については、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約64アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所

有権移転後も引き続きトウモロコシを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の16件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、不動産業を営んでおりますが、今般、自社所有の施設で使用する電力を再生可能エネルギーで賄うため、転用申請されたものです。雨水は、調整池で処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差

で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番につい

ては、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、８番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号９番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって９番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、９番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、１０番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号１０番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、実家で親世帯と同居されておりますが、結婚に備え自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１０番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。１０番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１０番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１０番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
只今の、議案第２号の１０件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第３号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号１番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、竹が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、１番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、２番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号２番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、２番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手

をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 2 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 4 号、農地改良協議について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告をお願いします。

委員) 議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を畑として利用したいため、盛り土を行ない、栗を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請地に隣接する山林にも一体的に盛り土を行う必要があり、山林部分については残土条例の手続きを要することが見込まれます。その手続きについて整理されていないことが確認できたことから、1 番については継続審議とすべきと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議をお願いします。1 番について、意見・質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、継続審議とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、継続審議とすることに決定いたします。次に、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議をお願いします。議案第 5 号について、意見・質問がある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第５号、農業経営基盤強化促進法、第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用再配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第６号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用再配分計画（案）の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第１号、農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第２号、農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第３号、農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第４号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第５号、農地法第３条第１項第１３号の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第６号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第３５回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後３時２０分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和６年４月１０日

議事録署名人

議 長

６ 番

７ 番